

○財務省告示第二百五十五号

南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン各国産電解二酸化マンガンに係る調査開始の件（平成十九年四月財務省告示第百六十五号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査の結果、オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国を原産地とする電解二酸化マンガンについて、同条第一項の規定により不当廉売関税を課することが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年八月二十九日

財務大臣 伊吹 文明

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

法の別表第二八二〇・一〇号に掲げる二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。以下「電解二酸化マンガン」という。主として、電池の材料に用いられる。）

二 法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

オーストラリア（以下「豪州」という。）、スペイン、中華人民共和国（以下「中国」という。）及び南アフリカ共和国（以下「南ア」という。）

三 法第八条第一項の規定により指定された期間

平成二十年九月一日から平成二十五年八月三十一日までの期間

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一) 本件調査の対象となる貨物（以下「調査対象貨物」という。）

電解二酸化マンガン

(二) 本件調査の対象となる期間（以下「調査対象期間」という。）

イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実（以下「不当廉売の事実」という。）に関する事項
平成十八年一月一日から同年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令第二條第三項において中国を原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている中国の産業において当該輸入貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条
件が浸透している事実（以下「市場経済浸透事実」という。）については、平成十六年一月一日から平成十八年十二月三十一日まで）

ロ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実（以下「不当廉売輸入による損害の事実」という。）に関する事項
平成十六年四月一日から平成十九年

三月三十一日まで

(三) 不当廉売の事実

不当廉売差額は、調査対象貨物が輸出のために販売された価格の加重平均（以下「輸出取引価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引（以下「国内販売」という。）における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出取引価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。

正常価格は、供給国における国内販売における価格とし、国内販売がない場合は、調査対象貨物の供給国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国輸出価格」という。）又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）とした。ただし、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格については、不当廉売関税に関する政令第二条第三項に基づき、当該貨物の生産者が市場経済浸透事実を明確に示すことができない場合は、当該調査対象貨物の供給国である中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「代替国国内販売価格」という。））、当該代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「代替国第三国輸

出価格」という。)又は当該代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格(以下「代替国構成価格」という。)とすることとした。

イ 豪州を原産地とする調査対象貨物の不当廉売の事実

同種の貨物について、供給国における国内販売の事実は確認されなかったが、第三国への輸出取引の事実が確認されたため、実際の商取引において使用されている第三国輸出価格を正常価格とすることとし、輸取引価格と当該正常価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、豪州を原産地とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、四十・七パーセントであると認められた。

ロ スペインを原産地とする調査対象貨物の不当廉売の事実

同種の貨物について、供給国における国内販売の事実は確認されなかったが、第三国への輸取引の事実が確認されたため、実際の商取引において使用されている第三国輸出価格を正常価格とすることとし、輸取引価格と当該正常価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、スペインを原産地とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、十六・九パーセントであると認められた。

ハ 中国を原産地とする調査対象貨物の不当廉売の事実

(イ) 供給者

中国所在の供給者に対して質問状を送付したところ、貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司（以下「紅星大龍」という。）を含む四者から回答があり、このうち調査対象貨物の生産者は紅星大龍のみで、他の三者は輸出者であった。輸入者からの回答から中国における調査対象貨物の供給者は、回答のあった四者以外にも存在する事実が確認できたものの、すべての供給者を特定することは実行可能ではなかったことから、中国を供給国として指定することとし、紅星大龍については供給者として指定することとした。

(ロ) 正常価格

正常価格の算出に当たり、調査対象貨物の供給者に対して市場経済浸透事実に係る質問状を送付したところ、紅星大龍のみから回答が得られたため、当該事実につき検証を行ったが、紅星大龍が当該事実があることを明確に示すことができたとは認められなかった。紅星大龍以外の生産者からは回答を得られなかったため、当該事実があることを明確に示すことができたとは認められなかった。よって、紅星大龍を含むすべての中国の生産者は、市場経済浸透事実があることを明確には示すことができなかったと判断された。当該判断に基づき、正常価格として、紅星大龍を供給者とする調査対象貨物については、代替国において実際の商取引で使用されている代替国第三国輸出価格を正常価格とし、その他の者を供給者とする

調査対象貨物については、代替国における第三国への輸出取引の事実が確認されたものについては代替国第三国輸出価格を、当該事実が確認できないものについては代替国構成価格を正常価格とすることとした。

(ハ) 不当廉売差額率

輸出取引価格と正常価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、中国を原産地とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、紅星大龍を供給者とするものにあつては四十二・七パーセントであり、その他の者を供給者とするものにあつては七十三・八パーセントであると認められた。

二 南アを原産地とする調査対象貨物の不当廉売の事実

同種の貨物について、実際の商取引で使用されている第三国輸出価格を正常価格とすることとし、輸出取引価格と当該正常価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、南アを原産地とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、十八・一パーセントであると認められた。

ホ 結論

以上から、豪州、スペイン、中国及び南アを原産地とする調査対象貨物の不当廉売の事実があると認められた。

(四) 不当廉売輸入による損害の事実

イ 不当廉売された貨物の輸入の増加

調査対象期間中、豪州、スペイン、中国及び南アからの不当廉売された貨物の輸入量は、六十五・八パーセント増加しており、不当廉売された貨物の輸入の増加が認められた。

	平成十六年度	平成十七年度	平成十八年度	
不当廉売輸入量	九、〇七〇トン	一三、三四六トン	一五、〇三六トン	対十六年度比 十六五・八%

ロ 本邦における同種の貨物の価格に不当廉売された貨物の輸入が及ぼす影響

調査対象期間中、不当廉売された貨物の国内取引価格は本邦における同種の貨物の国内取引価格を著しく下回っており、不当廉売された貨物が本邦における国内取引価格に影響を及ぼしたことが確認された。

指数（平成十六年度における本邦の同種の貨物の国内取引価格＝一〇〇）	平成十六年度	平成十七年度	平成十八年度
本邦の同種の貨物の国内取引価格	一〇〇	九四	九八
不当廉売された貨物の国内取引価格	六四	七一	七四

ハ 本邦の産業の状況

調査対象期間中、本邦の産業において、販売、利潤、生産高、市場占拠率、投資収益率（設備投資残高に対する営業利益又は経常利益の割合で算出）及び操業度の低下並びに資金流出入、在庫、雇用及び投資への悪影響が確認され、本邦の産業に及ぼす悪影響があったと認められた。

資金流出入	操業度（稼働率）	投資収益率		市場占拠率	生産高	利潤			販売	指数（平成十六年度＝一〇〇）	対十六年度比
		経常利益率	営業利益率			経常利益	営業利益	売上高			
一〇〇	一〇〇	▲一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	▲一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	平成十六年度	
▲六二	九二	▲五一八	▲一、八六〇	七五	七八	▲五一六	▲一、八五二	七〇	七三	平成十七年度	
▲一一	九一	▲五三六	▲一、八七三	六〇	五一	▲五四三	▲一、八九七	五五	五四	平成十八年度	
流入↓流出	▲九ポイント	負↓負	正↓負	▲四〇ポイント	▲四九ポイント	負↓負	正↓負	▲四五ポイント	▲四六ポイント		

	在庫	
	在庫率	在庫量
投資	一〇〇	一〇〇
雇用	一〇〇	一〇一
	一三〇	六七
	一三一	
	四五	▲三三ポイント
	七二	▲四五ポイント
	四三	▲七〇ポイント
	三〇	

二 不当廉売輸入と本邦の産業の損害との因果関係

不当廉売価格によることなく販売されている輸入貨物の数量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争、技術の進歩、本邦の産業の輸出実績並びに本邦の産業の生産性等につき分析を行った結果、総需要の減少による本邦の産業に対する影響を除き、本邦の産業に対して損害を与えた要因は無かったと判断された。さらに、総需要の減少による本邦の産業に対する影響を排除してもなお、本邦の産業は、不当廉売された調査対象貨物の輸入により損害を被ったと判断された。

ホ 結論

以上から、不当廉売輸入による損害の事実があると認められた。

(五) 調査により得られた結論

以上のように、不当廉売の事実及び不当廉売輸入による損害の事実が認定され、当該本邦の産

業を保護するため必要があると認められたことから、不当廉売関税を課することが決定された。

五 法第八条第二項の規定により不当廉売関税を課する貨物及びその決定の理由

(一) 不当廉売関税を課する貨物

豪州、スペイン、中国又は南アを原産地とする電解二酸化マンガンのうち、法第八条第九項の規定に基づく暫定的な関税が課されたもの。

(二) 不当廉売関税を課する理由

調査の結果、(一)に掲げる貨物に対して暫定措置がとられなかったとしたならばその輸入が本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められるため。

六 その他参考となるべき事項

調査の経緯並びに調査当局の認定及び結論の詳細を記載した報告書は、財務省及び経済産業省並びに当該各省のホームページで入手することができる。